

特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名称	位置	面積	図面番号
第 402 号生産緑地地区	東区草尾34番の一部	913㎡	1 / 4
第 419 号生産緑地地区	東区日置荘原寺町278番 1 の一部	825㎡	2 / 4
第 557 号生産緑地地区	東区大美野46番 1 の一部	300㎡	3 / 4
第 725 号生産緑地地区	東区北野田311番 1 の一部	1436㎡	4 / 4